

(農林水産委員会)

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)(先議)要旨

本法律案は、国産農産物の重要な需要先である農産加工業の持続的な発展が地域農業の健全な発展に資することから、農産加工品等の輸入増加の影響を受ける特定の農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を五年間延長するものである。